

血液検査サービス申し込み規約

デマカル血液検査サービス(以下「血液検査サービス」という)を利用する方(以下「利用者」という)は、以下の規約に同意するものとします。本規約中の血液検査サービスは、株式会社リージャー(以下「開発者」という)が開発した血しょう分離デバイスを使用した血液検査サービスです。

血液検査サービスは、以下の内容で構成されます。

採血セット

- (1)血しょう分離器
- (2)採血針
- (3)採血管
- (4)消毒綿
- (5)絆創膏
- (6)その他の附属品

採血セットに付加されるサービスの内容

- (1)採血セットの配送
- (2)血液検査
- (3)血液検査結果報告
- (4)開発者指定業者による血液検査結果データの保管・管理(以下「保管者」という)
- (5)利用者が、パーソナルコンピューター及び携帯電話から血液検査結果データの保管・管理を行っている保管者に接続し、その個人の血液検査結果を問い合わせること、採血セットに、上記のサービスが付加されたものを血液検査サービスと称します。

■第 1 条(利用者の事前同意)

- 血液検査サービスは、スクリーニング検査を目的としております。血液検査サービスの血液検査結果に対するコメントは確定診断ではありません。開発者は利用者の疾病に対する一切の責は負わないものとします。疾病に不安のある方は医師による診察・診断を推奨します。
 - 血液検査サービスは、医療機関以外での採血による血液検査です。血液検査サービス利用者は、自己の責任に於いて採血を行うものとします。
 - 血液検査サービス及びそれに付随するサービスは、開発者指定の血液検査会社及び当該付随サービスを提供する会社で行います。これにより、利用者の個人情報をごこれらの会社に開示します。
 - 利用者は、保管者が運営・管理する電子媒体に保管・管理している自らの血液検査結果の抹消を希望する場合、開発者に申し出るものとします。
 - 利用者の血液検査結果は、保管者から配信されます。また、利用者は、検査報告日から 5 年を経過し最初に到来する 3 月 31 日まで、その都度、保管者の電子媒体を通じ利用者の血液検査結果記録を閲覧することができます。ただし、別の定めがある場合は、その定めに従うものとします。
 - 保管者は、前項に定める記録の閲覧期間が終了した検査結果の個人情報を遅滞なく消去するものとします。ただし、別の定めがある場合は、その定めに従うものとします。
 - 開発者は、公共性、社会貢献性があると認めた公共事業、国家事業及び民間事業に関連して、開発者または保管者が保管・管理している利用者の血液検査結果及び利用者情報を収集・分析・検討・評価する場合があります。この場合、当該情報は、公共的統計資料として取り扱い公表する場合があります。開発者は当該情報を利用できるものとします。開発者は、常に個人情報の取り扱いに十分に留意し法令を遵守するものとします。
- ## ■第 2 条(サービスの使用期限)
- 血液検査キットの使用期限は、検査キットの裏面に表示されています。
 - 血液検査キットの使用期限が過ぎた場合は、血液検査をする事は出来ません。
- ## ■第 3 条(検査申し込み登録)
- 利用者は、血液検査サービスを利用するため、本規約を承諾の上、開発者が定める方法により血液検査サービス

- 利用登録を行うものとし、利用者は本規約のすべてを遵守することを前提とします。
- ## ■第 4 条(検査申し込み用紙【登録書】の誤記)
- 検査申し込み用紙に誤記があった場合、(例えば利用者の住所、電子メールアドレス等)これによって血液検査サービスの運営上生じた問題に関して、開発者に故意または重大過失がある場合を除き、開発者は一切その責を負わないものとします。
 - 検査申し込み用紙に誤記があった場合、利用者は速やかにその旨を開発者へ通知するものとします。
 - 検査申し込み用紙に誤記や記入漏れ等があると、検査結果報告が遅れる可能性があります。
- ## ■第 5 条(検査 ID 及びパスワード)
- 利用者が検査結果を画面で通知される開発者指定のサービスを利用する場合、初回利用申し込みの後、検査 ID 及びパスワードは、開発者より利用者へ通知します。検査 ID 及びパスワードが利用者の意に反し第三者に知られた場合、または失念した場合、利用者は直ちに開発者にその旨を通知して開発者の指示に従うものとします。
 - 利用者は、検査 ID 及びパスワードの管理及び使用について一切の責を負うものとします。検査 ID 及びパスワードの管理不十分・盗用等の事故、その為に生じる使用上の過誤または第三者による損害について、開発者は一切その責を負わないものとします。
 - 利用者は、理由の如何を問わず検査 ID 及びパスワードを第三者に貸与、使用させてはなりません。
 - 利用者は、検査 ID またはパスワードが第三者によって不正に使用されている事が判明した場合は直ちに開発者にその旨を通知し、開発者からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
 - 以下の場合、開発者は損害の責を負いません。
 - (1)利用者が第三者に譲渡・貸与した検査 ID またはパスワードにより生じた事故
 - (2)利用者が第三者に強要されて漏えい、または担保差入れした検査 ID またはパスワードにより生じた事故
- ## ■第 6 条(利用者の責任)
- 利用者は、本規約に定める事項を遵守すると共に下記の行為は行わないものとします。
- (1)利用者が、血液検査サービスの血液検査を受ける際、所定の申込記入欄に虚偽内容記載をする行為
 - (2)血液検査サービスにより利用できる情報の改ざん行為
 - (3)有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
 - (4)開発者が受託している第三者の著作権、知的財産権、商標権等を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - (5)血液検査サービスを第三者に転売する行為
 - (6)血液検査サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
 - (7)他者になりすまして血液検査サービスを利用する行為
 - (8)本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為
 - (9)その他法令に違反する行為または開発者が不適当と判断する行為
- ## ■第 7 条(個人情報の取扱等)
- 個人情報保護管理者について
 - (1)個人情報保護管理者：企画室 責任者連絡先：03-5645-7371
 - 個人情報の利用目的について
 - (1)開発者は以下に掲げる利用目的のために個人情報を収集します。
 - (1)血液検査サービスの提供のため
 - (2)新商品のご案内等利用者に有益な情報提供を行うため
 - (1)開発者は次のいずれかに該当する場合には、利用者の個人情報(血液検査結果を含む)を第三者に提供できるものとします。
 - (イ)個人情報保護法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
 - (ロ)利用者が住民票の住所を有する地方自治体に開示する場合
- ただし、利用者が当該自治体運営の健康保険事

- 業を通じて申し込みを行った場合に限る。
- (ハ)利用者が加入する健康保険組合に開示する場合
- ただし、利用者が当該組合運営の健康保健事業を通じて申し込みを行った場合に限る。
- (ニ)利用者が所属する企業に開示する場合
- ただし、利用者が当該企業運営の健康保健事業を通じて申し込みを行った場合に限る。
- (ホ)利用者が参加するキャンペーン等の主催者に開示する場合
- ただし、利用者が当該主催者運営のキャンペーン等を通じて申し込みを行った場合に限る。
- (ヘ)利用者が利用する医療機関に開示する場合
- ただし、利用者が当該医療機関を通じて申し込みを行った場合に限る。
- (ト)血液検査サービスを組み込んだサービスを提供する事業者が開示する場合
- ただし、利用者が当該事業者の提供するサービスを利用する場合に限る。
- (チ)利用者が使用した検査キットを販売した正規販売代理店に開示する場合
- ただし、上記(ロ)～(ト)の各場合において、当該開示先に個人情報を開示するために当該正規販売代理店に提供する場合に限る。
- (2)第三者に提供する目的
- 血液検査サービスの提供のため
- (3)提供する個人情報の項目
- 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、身長、体重、血圧、腹囲、食事、運動内容、喫煙内容、病歴・治療履歴等サービスの提供に必要な情報及び血液検査結果情報等
- (4)提供の手段または方法
- 電子的データまたは書面
- (5)利用者が個人情報を与えることの任意性について
- 個人情報の提供は任意ですが、提供がされなかった場合、サービスの提供や対応等ができない可能性があります。
4. 個人情報の預託について
- 開発者は事業運営上、利用者により良いサービスまたは新しいサービスを提供するために業務の一部を外部に委託し、個人情報を預託することがあり、その場合、開発者は個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き、実行していることを条件として委託先を厳選します。開発者は委託先に対し、個人情報の適正管理・機密保持等利用者の個人情報の漏えい防止に必要な事項を契約等で取り決め、適切な管理を実施させます。
5. 開示対象個人情報について
- 開発者は、利用者から求められる開示、内容の訂正、追加または削除、利用目的の通知、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下、開示等という)の求めのすべてに応じることができる権限を利用者本人または利用者が当該権限を付託した組織が保有する個人情報を開示対象個人情報とします。
6. 開示対象個人情報の開示等について
- 開発者は、開示対象個人情報について利用者から開示等の申し出があった場合、本人確認を行った後、速やかに開示等を行います。ただし、利用者または第三者の生命・身体・財産その他の利益を害するおそれのある場合、開発者の業務遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合、または法令に違反することとなる場合は、この限りではありません。
7. 本人確認について
- 開発者は、以下のいずれかの方法にて利用者の本人確認を行います。
- (1)利用者から既に提供を受けている電話番号にかけ直して、利用者本人であることを確認します。
 - (2)利用者から既に提供を受けているメールアドレスにメールを送信し、利用者本人であることを確認します。
 - (3)手続き時に、利用者の氏名と住所・電話番号・生年月日を確認することで、利用者本人であることを確認します。
 - (4)利用者が開発者のオフィスに来訪し運転免許証またはパスポートまたはマイナンバーカードを提示する

- ことで、利用者本人であることを確認します。
8. 開示等の求めに応じる手続きについて
- (1)個人情報の開示等を請求する利用者は、「個人情報に関する相談、開示等について問い合わせ先」に連絡するものとします。
 - (2)開発者は本人確認を行った後、利用者に対して「開示対象個人情報の開示等に関する請求書」を郵送します。
 - (3)利用者は「開示対象個人情報の開示等に関する請求書」に所定の事項をすべて記入の上(代理人による請求の場合は、代理人であることを証明する文書(委任状等)を添付し)郵送するものとします。
 - (4)開発者は請求内容の回答を、電話または文書の郵送で行います。
 - (5)個人情報の利用目的の通知・開示の請求の場合は、利用者は手数料を支払うものとします。
※手数料には、本人確認郵便の送料費用、その他対応手数料を含みます。
9. 個人情報の安全管理措置について
- 開発者は取得した個人情報の漏えい、滅失または棄損の防止と正定、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。個人情報を利用目的が完了後、開発者にて廃棄・消去を行います。
10. 個人情報に関する相談、開示等について問い合わせ先
- 「個人情報に関わる相談窓口」
お問い合わせフォーム：
https://www.leisure.co.jp/contacts/contactform
電話：03-5645-7371
11. 利用者が特定の施設もしくは機関等に対し、利用者の検査 ID を提供し、血液検査結果の保管及び管理等を委託することを承諾した場合、それ以前に開発者が受託した血液検査サービスに付帯する検査関連情報についても承諾したものとみなします。
12. 開発者は、利用者が血液検査サービスに登録し届け出た情報は、開発者の営業上もしくは血液検査サービスに付随する次回の利用もしくは他の新たな検査に関する案内等に利用することができるものとします。
- ## ■第 8 条(本規約の変更)
- 開発者は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。なお、開発者は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、所定の Web サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ## ■第 9 条(サービスの一時中断・停止)
1. 開発者は、サービス提供の品質維持・向上のため、血液検査サービス環境の保守点検、設備更新、運営上の必要性が認められたとき、その目的達成のため血液検査サービスの一時中断・停止することがあります。また、天変地異による不可抗力による災害のため血液検査サービスの一時中断・停止することがあります。これによる利用者の損害については開発者の責を負わないものとします。
2. 開発者は営業上その他の理由により予告なく血液検査サービスの廃止を行うことがあります。
- ## ■第 10 条(免責事項・著作権)
- 利用者が血液検査サービスを通じ知り得る情報等について、その有効性等について開発者はいかなる保証も行いません。また、これらに起因して生じる利用者の損害に対して開発者の故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責を負いません。
 - 利用者が当該サービスを第三者に提示する場合、内容に係わる一切の権利にいかなる保証も行いません。また、記載されている情報は、予告なしに変更または抹消される場合があります。
 - 利用者が情報を取得し、知り得た情報に基づき関連する他のサービス提供者に対して取り消し、変更等を求める場合、それらのサービス提供者との間に締結されている規約に準じ、取り消し、変更等に係わる一切の費用は利用者の負担とします。
 - 利用者または、その法定代理人の故意または過失、犯罪行為により生じた事故に対して開発者は、開発者の

- 故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責を負いません。
5. 利用者の親族、同居人、使用人または法定代理人が自ら行い、または加担した事故に対して開発者は一切の責を負いません。
6. 災害、天変地異、不可抗力により起因した損害に対して開発者は一切の責を負いません。
7. その他本血液検査サービス申込規約に違反した事故に対して開発者は一切の責を負いません。
- ## ■第 11 条(瑕疵担保責任)
- 開発者は、PL 法に準拠し血液検査サービスの品質を保証するものとします。
 - 万一、採血セットに品質上の問題が発生した場合は、利用者は、すみやかに通知するものとします。
 - 前項による返品は、開発者負担とし、利用者は着払いにて開発者宛に返品するものとします。
- ## ■第 12 条(血液検査サービスの仕様変更)
- 採血セットまたは血液検査サービスのデザイン、仕様、サービスの内容等々は予告なく変更する場合があります。
- ## ■第 13 条(合意管轄)
- 血液検査サービスの利用に関して利用者と開発者間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本血液検査サービス申込規約を令和 4 年 11 月 1 日に制定します。